

○司法警察員等の指定について

(令和6年2月9日例規第3号)

この度、司法警察員等の指定について、下記のとおり定め、令和6年2月15日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、司法警察員等の指定について（甲通達）（昭和29年捜一ほか第1号）は、令和6年2月14日限り廃止する。

記

第1 司法警察員及び司法巡査の指定

1 司法警察員及び司法巡査の指定は、原則として司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年県公委規則第5号。以下「規則」という。）第1条の規定によるものとする。この場合において、同条ただし書の静岡県警察本部長が特に必要があると認めるときとは、次に掲げる場合において、それぞれ該当する者の中から、能力、人物、経験等を考慮して、司法警察員にふさわしいものを指定する必要があると認められるときとする。

(1) 幹部（警察官に限る。）の実員が少なく、平素の執務に支障がある等の場合
捜査専従員である巡査の階級にある警察官（以下「巡査」という。）

(2) 遠隔の交番等で他の司法警察員がいない、司法警察員が不在となる際に執務に支障がある等の場合

署から遠隔の地にある交番等に勤務する巡査

2 所属長は、前記1の規定により、巡査を司法警察員に指定する必要がある場合には、次の事項を記載した書面により県本部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警務部長に上申するものとする。

(1) 所属及び係名

(2) 官職、氏名及び年齢

(3) 指定を必要とする事由

3 警務部長は、前記2の規定による上申により、司法警察員の指定をしたときは、当該所属長に対し書面により通知するものとする。

4 所属長は、前記3の規定による司法警察員の指定に係る事由が消滅した場合には、書面により警務課長を経由して警務部長に指定解除の上申をしなければならない。

5 警務部長は、前記4の規定により、指定解除の上申を受けた場合において支障がないと認めたときは、指定を解除するものとする。

6 所属長は、前記3又は5の規定により、司法警察員に指定された場合又はその指定が解除された場合には、書面により管轄する裁判所及び検察庁に通知するものとする。

第2 通常逮捕状等を請求することができる司法警察員の指定

1 通常逮捕状の請求及び逮捕状に代わるものの交付の請求（以下「通常逮捕状等の

請求」という。)は、規則第2条により指定された司法警察員のうち、原則として部課長等、署長、次席等又は署の捜査担当課長が行い、事故その他やむを得ない場合に限り他の警部がこれを行うものとする。

2 前記1の規定により通常逮捕状等の請求を行う司法警察員(以下「特定司法警察員」という。)は、通常逮捕状等の請求を行う場合には、これらの要否について十分に検討しなければならない。

3 搜索許可状、差押許可状、身体検査令状、鑑定処分許可状等の請求についても、原則として特定司法警察員がこれを行うものとし、その請求に当たっては、請求を行う者が所属長以上の職にある特定司法警察員である場合を除き、所属長の決裁を受けるものとする。